



奈労基発 0406 第 3 号
平成 30 年 4 月 6 日

各団体の長殿

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



平成 30 年度の建設業における安全衛生対策の推進 に係る協力要請について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 30 年度の労働安全衛生対策の推進に当たり、下記の事項に重点を置いた取組を進めることとしています。

つきましては、別紙一覧に記載された関係通達等に御配意いただき、会員への周知等に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

記

1 足場等からの墜落・転落防止対策

(1) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で規定された足場等からの墜落防止措置の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の実施を指導する。

(2) 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置するよう指導する。

(3) 足場の組立て等に当たっては、手すり先行工法の積極的な採用を促進する。特に労働安全衛生法に基づく足場の計画届の受理時において足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく「より安全な措置」等を勧奨するほか、委託事業において、設置されている足場の診断・助言や「より安全な措置」等に関する研修会を実施する

2 その他の墜落・転落災害防止対策

(1) 「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び安衛則等の改正を平成 30 年度前半に、構造規格の改正を同年度後半に順次行う予定であり、その円滑な施行に

- (4) 休業4日以上に墜落・転落災害死亡事故の「休業工事」を起因物とする。
電力会社の施設3割を占める工事、建設用具の墜落・転落災害の防止に
花園市(1号)による安全衛生監督、都道府県単位及び地区単位の建設工事監督者連絡会議会議室
「建設工事監督者連絡会議の設置」(平成26年4月11日基安第0411
3 建設工事監督者連絡会議の運営
生教育等の実施、実行する。
- (4) 休業4日以上の墜落・転落災害死亡事故の「休業工事」を起因物とする。
合併後、適用する安全規則付設備充設率の充実率の使用を徹底する。
(3) 塔根改修工事や太陽光発電取付工事等は工事足場の設置が困難な場
所で、橋梁工事の現場では労働安全衛生監督法の遵守徹底を指導する。
向けて保護措置を含む事項の周知徹底を図る。

建設工事従事者の安全と健康の確保の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111
生教育等の実施、実行する。
建設工事従事者の能力向上教育標準の実施、公共工事従事者監視等の能力を求める。
安全衛生責任者の能力向上教育標準の実施、建設工事従事者監視等の能力を求める。
建設工具及び労働基準監督署は工事監督、施工の安全衛生の配慮の充実度、
第1号) 以降の工事、都道府県単位及び地区単位の建設工事監督者連絡会議会議室
「建設工事監督者連絡会議の設置」(平成26年4月11日基安第0411
3 建設工事監督者連絡会議の運営
生教育等の実施、実行する。

4 建設工事従事者の安全と健康の確保の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111
二十二大学入企業の災害の減少率が建設業全体の減少率より19ポイント以上大きい
多くの効率化を図ること(下記アドバイス参照)、建設事業者の職務安全衛生管
理活動を推進するため、建設業労働安全衛生のための普及促進会議会議室、活
用する。普及促進会議会議室、上記3の建設工事監督者連絡会議等の会議会議室、活
(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向かって、競技
施設の建設も首都圏を中心とした多くの競技場、再開発等の建設投資が増大
する、労働災害発生状況の傾向、建設需要の動向等を踏まえ、指導を徹底す
(2) 建設事業者に対する労働安全衛生監督者等に対する労働安全衛
育及び建設現場における労働安全衛生指揮官実施を行う。
(3) 新国立競技場等の大規模建設工事の労働安全衛生対策協議会「労働安全衛生指
導監視及効果評価実施体制構成宣言」(2020年東京オリンピック・パラリンピック
力競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」を誕生労働省本省にて開
く。

5 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会対策
https://www.kensabou.or.jp/safe_tech/cohsms/files/COSHMS_result.pdf
 用を図る。
 普及促進会議会議室、上記3の建設工事監督者連絡会議等の会議会議室、活
用する。普及促進会議会議室、建設業労働安全衛生のための普及促進会
議室、労働安全衛生監督者監視会議室(以下「大会委員会」)、建設事業者の職務安全衛
生監督者監視会議室(以下「建設監視会議室」)、建設事業者の職務安全衛生監
督監視会議室(以下「建設監視会議室」)、建設事業者の職務安全衛生監督監視会議室(以下
(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向かって、競技
施設の建設も首都圏を中心とした多くの競技場、再開発等の建設投資が増大
する、労働災害発生状況の傾向、建設需要の動向等を踏まえ、指導を徹底す
(2) 建設事業者に対する労働安全衛生指揮官実施を行う。
(3) 新国立競技場等の大規模建設工事の労働安全衛生指揮官実施を行う。

運営し、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の徹底を図る。また、大会の施設工事において実施されている先進的な取組を、今後の快適で安全な建設工事のモデルとしていく。

6 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の普及

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日基発0220第3号)に基づき、対象者に当該教育を受講させるよう、機会を捉えて発注者及び事業者に対し周知するとともに、参加勧奨についての要請を行う。また、当該教育の対象者が所属する事業場には、対象者に当該教育を実施し、又は安全衛生教育機関が実施する教育に参加させるよう勧奨を行う。

7 建設工事従事者教育の徹底

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成15年3月25日基安発第0325001号)に基づき、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項についての教育の推進を図る。

また、建設工事関係者連絡会議において、発注者等にも周知し、関係者の参加を勧奨する。

8 建設工事における安全衛生経費の確保対策

- (1) 建設工事における安全衛生経費の確保について、平成27年6月に厚生労働省と国土交通省の連名で作成したパンフレットを活用し、経費の積算に当たっては労働災害防止のために必要な経費を盛り込むことについて、建設事業者及び発注者に対して、建設工事関係者連絡会議等の場を活用し、周知、要請する。
- (2) 委託事業により、建設事業者を対象にした安全衛生経費の項目、見積り方法等を分かりやすく解説する啓発ガイドブックを作成し、説明会を開催する。

9 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約80%は、所属する店舗の規模が30人未満であること等から、建設業労働災害防止協会に対し、平成30年度から中小専門工事業者の安全衛生活動を支援するための補助事業を実施する予定であり、その実施について適宜協力する。

10 外国人建設就労者等の労働災害防止対策

- (1) 外国人労働者(外国人建設就労者受入事業及び外国人技能実習制度による受入れ外国人を含む。)を雇用する事業場に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等について周知、指導する。
- (2) 外国人建設就労者については、厚生労働省と国土交通省の連名で作成した

14. 緊急中止処置

平成30年度「STOP!緊急中止 「一矢手一矢手」(5月から9月末まで、準備期間:4月) 安全施工のため、建設事業者等に対する、WBCI 健全化

規範性向上による交通事故の未然防止を促進する。
加えて、道路上工作業を行う労働者に対する教材を貼付した上で、着用する方法は、
底面図。

「建設のためのSTOP!緊急中止」(平成25年5月28日付基発0528第2号)の周知徹
底の推進の実績に対する表彰式と並び、建設業者等による「建設のためのSTOP!緊急中
止」(平成28年1月13日基発0113第5号)認定書、「STOP!緊急中止」(平成28年1月22
日)に掲載された緊急中止の実例、「今後の緊急中止の推進」の推進会議

13. 交通事故防止対策

当所のための教材等を周知する方法、その活用実例。
内の「STOP!緊急中止」(建設中の緊急中止の公表)、緊急災
害による工事の立ち入り検査等の周知、指導を行ふ。職場の安全が工事
工事の実施者緊急中止の実例、「今後の緊急中止の推進」の推進会議

規定、実施計画書等の周知、高所作業における危険の防止措置の周知、
(3) の面接工事等を行った事業者が对于する集団指導・個別指導等の機会を
下指掌する。

6月29日基安発0629第1号)等の「教育を受けた者に対する点検表」(平成27年6月29
日基安発0629第4号)の実施者に対する安全教育要領」(平成27年6月29日基安
会議。また、「斜面の点検者に対する安全教育要領」(平成27年6月29日基安
会議)、建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え工場主に指導の周知徹底
(2) 「斜面墜落による交通事故の防止対策に関するナビゲーション」(平成27年
12月26日基安発0629第1号)等の「教育を受けた者に対するナビゲーション」(平成27年
12月26日基安発0629第2号)の周知、指導する

0321第4号)及び「高さの高い建設工事における材料の搬入対策の周知ナビ
ナビゲーション」(平成30年1月18日基発0118第1号)の改正)、「同一
基発1226第1号、平成30年1月18日基発0118第1号の改正)、「同一
期における工事の標準化実現のためナビゲーション」(平成28年12月26日
(1) 高さの高い建設工事における交通事故の防止対策のナビゲーション、「山岳下の工事の引
用における工具等の利用方法等の周知徹底等

11. 各種ナビゲーションの周知徹底等

。又も、外国人建設業者に対する使用方法を対象とした安全衛生標準の研修会を開催す
る。外國人建設業者に対する「外国人建設業者による建設業者のため」を活用して開
催される。又も、外國人建設業者に対する「外国人建設業者による建設業者のため」を活用して開

把握及び低減対策の実施、休憩場所の確保や熱への順化を考慮した作業計画の策定、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施等について周知、指導する。

また、熱中症予防対策に関する講習会を第一四半期から第二四半期を目処に実施する。

15 じん肺予防対策

(1) 平成30年度から34年度を期間とする「第9次粉じん障害防止総合対策」の重点事項として、①屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進、④じん肺健康診断の着実な実施、⑤離職後の健康管理等を掲げており、引き続きこれらの対策を推進する。

また、解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることのないよう、防じんマスクの確実な使用を周知、指導する。

(2) ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、当該労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理するためのシステム（ずい道等建設労働者健康管理システム）の構築及び運用を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行う。

平成31年1月のシステム稼働に向けて、事業者がずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建設業労働災害防止協会に健康情報等を提供することが円滑に行われるよう周知する。

16 石綿健康障害予防対策

(1) 建築物解体等作業を行う事業者への対応について、特に、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が事前調査を行うよう指導するほか、事前調査の結果に関する掲示、石綿含有成形板の手ばらし及び隔離空間からの石綿漏えい防止措置、除去後の包装の徹底を図る。

(2) 建築物解体等作業の発注者への対応について、発出予定の改訂石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの内容等について建設工事関係者連絡会議等の場も活用し、発注者に対して積極的に周知、要請を行う。

(3) 石綿に係る新たな届出の義務付けを検討することとしており、関係規則の改正を行うこととなった場合には、地方公共団体とも連携して、必要な周知啓発を行う。

(4) 今後、石綿使用建築物の解体等作業の増加が見込まれることを踏まえ、労働者の石綿健康障害防止対策の必要性等について、作成予定のリーフレットも活用し、国民・民間事業者等に対して幅広い周知を行い、個人を含む幅広い発注者の理解の醸成を図る。

等を行ひ。

港署等が日本大震災・熊本地震復旧復興工事防災指揮会等に連絡を取る、本
の工事に於ける、安全衛生力強化等の手を用意する。
(2) 建築工事に於ける、建築確認申請を受け付ける市町村、委託事業者に於
ける指掌等が、本州大震災・熊本地震復旧復興工事防災指揮会等に連絡を取る、本
の工事に於ける、安全衛生力強化等の手を用意する。

本州大震災・熊本地震復旧復興工事防災指揮会等に連絡を取る、本州大震災・熊
本地震復旧復興工事防災指揮会等に連絡を取る、本州大震災・熊本地震復旧復
興工事、生活基盤の復旧工事、建築物等の解体工事等に於ける、集団指掌、
復旧・復興工事の指揮を司る機関、工事の進捗状況把握に於ける、住宅建築工事、
(1) 本州大震災・熊本地震復旧復興工事防災指揮会等に連絡を取る、本州大
の指掌等を実施する。
(2) 建築工事に於ける、地方自治体及び國の出先機関の緊急指揮等に於
ける指掌等を実施する。
(3) 建築工事に於ける、生活基盤の復旧工事、建築物等の解体工事等に於ける、集
団指掌、

物質化行為等の手を用意する等を実施する。
本年7月1日より「防火法」、「消防法」、「緊急避難法」等が改正され
物質化行為等の手を用意する等を実施する。その際、
(3) 建設業に於ける、建築材料多様な化学物質を用いる工事に於ける、化学
物質化行為等の手を用意する等を実施する。
(2) 通則の不十分な場所に於ける内燃機関の使用に於ける一般化炭素中毒、公
共工事に於ける一定数以上の工事に於ける、必要なる工事に於ける建設工事関係者連絡会
のため必要な経費等の算定、必要な対応を行ふことを求めた。
(1) 建築工事に於ける、建築材料の種類等の有無等による工事に要す
る機器等の器具活用、周知する。

並工事に於ける一定数以上の工事に於ける、必要なる工事に於ける建設工事関係者連絡会
のため必要な経費等の算定、必要な対応を行ふことを求めた。
本年3月1日より「防火法」、「消防法」、「緊急避難法」等が改正され
物質化行為等の手を用意する等を実施する。その際、
(1) 化学物質による健康障害防止対策
(2) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。
(3) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。

並工事に於ける一定数以上の工事に於ける、荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。
本年3月1日より「防火法」、「消防法」、「緊急避難法」等が改正され
物質化行為等の手を用意する等を実施する。その際、
(1) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。
(2) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。

並工事に於ける一定数以上の工事に於ける、荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。
本年3月1日より「防火法」、「消防法」、「緊急避難法」等が改正され
物質化行為等の手を用意する等を実施する。その際、
(1) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。
(2) 建設工事の現場等における荷役作業の実施等の指揮等に於ける実施する。

- (3) 木造家屋建築工事に対する指導に当たっては、「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について」(平成 8 年 11 月 11 日基発第 660 号の 2) に基づき、足場先行工法等による工事の実施、安全衛生管理体制の整備等について指導する。墜落・転落災害防止対策については、1 及び 2 を踏まえ実施する。
- (4) 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事については、墜落・転落災害防止対策に重点を置くとともに、クレーン等作業、土工事、杭工事等の安全対策の徹底を図る。
- (5) 除染工事や生活基盤の復旧工事等に対する指導に当たっては、特に、重機による災害、墜落・転落災害、土砂崩壊災害等重篤な災害につながりやすい労働災害の防止を図る。このうち道路復旧工事等では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」で定められた各種措置の実施について、建設工事関係者連絡会議や「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」等の場を活用し、関係発注機関等の取組を促進する。
- (6) 復旧・復興工事等における上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事においては、土砂崩壊災害を防止するため、引き続き、関係発注機関等に対して「土止め先行工法」の更なる普及に努めるよう働きかける。
- (7) 「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」(平成 23 年 10 月 21 日基安発 1021 第 2 号) に基づき、エリア別協議組織の円滑な運営に資するよう、復旧・復興工事の進捗状況に応じ、適切な時期に県単位の連絡会議を開催する。
- (8) 復旧・復興工事において新規参入者等に対する安全衛生教育が確実に実施されるよう指導するとともに、委託事業において実施する巡回指導のほか、新規参入者等、専門工事業者の安全衛生管理担当の責任者等、中小総合工事業者の管理監督者等に対する安全衛生教育の活用を図る。

21 一人親方等の安全衛生対策

建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努める。また、平成 30 年度から、委託事業により建設業の一人親方等に対する安全衛生対策に係る研修会を実施する。

22 伐木等作業の安全対策

伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書が本年 3 月に報告書を取りまとめられたところであり、これを受けて平成 30 年度に伐倒時の立入禁止、かかり木処理の禁止事項等の安衛則等の改正を予定している。建設業においても少なからず伐木作業における死亡災害が発生しているので、円滑な施行のため、改正内容の周知を図る。

23 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメン

多くは「人材の取組割合が51.0%と低い」とあります。引責統括、人材育成、人材育成の実施率の微薄化が大きな要因です。建設業労働者教育の取組の普及と強化。

24 建設工事従事者の安全及び健康の確保の確保に関する法律の施行
建設業従事者基本法の施行による効率化、賃金の効率化。
労働者保護人材育成基準の認定制度の確立による効率化。

別紙

平成 30 年度の建設業における労働安全衛生対策の関連通達等一覧

1 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 27 年 3 月 31 日基発 0331 第 9 号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（平成 27 年 5 月 20 日基安発 0520 第 1 号）
- ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成 21 年 4 月 24 日基発第 0424001 号）

2 その他の墜落・転落災害防止対策

- ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて（平成 26 年 3 月 10 日基安安発 0310 第 1 号）

3 建設工事関係者連絡会議の運営

- ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成 26 年 4 月 11 日基安発 0411 第 1 号）

4 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及

- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成 18 年 3 月 17 日基発第 0317007 号）

5 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策

現時点では、関連通達は特になし。

6 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育

- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号）

7 建設工事従事者教育の徹底

- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成 15 年 3 月 25 日基安発第 0325001 号）

8 建設工事における安全衛生経費の確保対策

- ・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年 6 月 15 日基安発 0615 第 1 号）

(第3号)

・第9次粉々乳膠等防止器具防止対策の推進法(平成30年2月9日基発0209
15 乙乳胶等防対策

・職場における乳膠中継の予防法(平成21年6月19日基発第0619001号)
28日基発0228第1号)

・STOP! 粉中継 「一見牛乳かーー」の実施法(平成30年2月
14 粉中継対策

・建設業における交通事故防止対策の徹底法(平成27年8月6日基安
安発0806第1号)
・交通労働災害防止のための取り組み(平成20年4月3日基発第0403001号)
・交通労働災害防止のための取り組み(平成27年3月13日基安発0313第1号)
13 交通労働災害防止対策

・令後の転倒災害防止対策の推進法(平成28年1月13日基安発0113第
5号)
12 転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害ῆ口立ト)

・正面の点検者に対する安全教育実施要領の策定法(平成27年6月29日
成27年6月29日基安発0629第1号)
・斜面開墾における労働災害防止対策に関する取り組み(平成27年6月29日
基安発0629第4号)
・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定法(平成27年6月29日
成27年6月29日基安発0629第2)

・車いす等建設工事における労働災害防止対策の取り組み(平成12年12月
年3月21日基発0321第4号)
・「一見牛乳かーー」の工事記録簿を安全対策としての策定法(平成29
基発0118第1号改訂)

・「山岳下での作業工事の切羽地図による測量点災害防止対策の取り組み」の
策定法(平成28年12月26日基安発1226第1号、平成30年1月18日
11 各種労働災害の周知徹底

(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)
・外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が通知する方法の指針
10 外国人建設就労者等の労働災害防止対策

9 中小事業工事業者の安全衛生活動支援支援事業
規制点満点、関連連絡扶持行為。

16 石綿健康障害予防対策

- ・石綿ばく露防止対策の推進について（平成 17 年 7 月 28 日基発 0728008 号）

17 移動式クレーン構造規格の改正

- ・クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部改正について（平成 30 年 2 月 26 日基発 0226 第 1 号）。

18 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）
- ・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年 8 月 27 日基発 0827 第 8 号別添）

19 化学物質による健康障害防止対策

- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年 5 月 30 日基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安労発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号）
- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年 6 月 1 日基発第 329 号の 1）
- ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月 6 日基安化発 1206 第 1 号）
- ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 9 年 3 月 25 日基発第 197 号）
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成 26 年 1 月 10 日基発 0110 第 1 号）
- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成 26 年 1 月 10 日基安化発 0110 第 1 号）
 - ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）
- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 8 月 3 日基発 0803 第 5 号）

20 東日本大震災・熊本地震に関する安全衛生対策

- ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年 8 月 31 日基安安発 0831 第 4 号、基安労発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号）
- ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年 4 月 21 日基安安発 0421 第 1 号、基安労発 0421 第 2 号）
- ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年 6 月 1 日基安安発 0601 第 1 号）
- ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年 7 月 25 日基安安 0725 第 2 号、基安労 0725 第 2 号、基安化 0725 第 2 号）

- ・木造家屋等併用住宅建築工事に対する労働災害防止対策の推進に関する法律 (平成 8年 11月 11日 基発第 660 号の 2)
- ・斜面開墜地における労働災害防止対策の推進に関する法律 (平成 27 年 6 月 29 日 基発第 0629 第 2 号) (再掲)
- ・土石の劣化による工法の改良による対応に関する法律 (平成 15 年 12 月 17 日 基発第 1217001 号)
- ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事工刀アドバイザリーチーム (平成 27 年 12 月 7 日付付基発第 1207 第 3 号)
- 22 伐木等作業の安全対策
- 21 一人親方等の安全衛生対策
- 23 建設業における労働災害防止対策の推進に関する法律 (平成 27 年 12 月 7 日付付基発第 1207 第 3 号)
- 24 建設工事従事者の安全及び健康の確保の確保に関する法律の施行
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の確保に関する法律の施行に関する法律 (平成 29 年 3 月 16 日 基発第 0316 第 3 号)
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の確保に関する法律の施行に関する法律 (平成 29 年 3 月 16 日 基発第 0316 第 3 号)
- 年 6 月 9 日基発第 0609 第 7 号)
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の確保に関する法律の施行に関する法律 (平成 29 年 3 月 16 日 基発第 0316 第 3 号)
- 25 その他
- ・建設業における労働災害防止対策の推進に関する法律 (平成 19 年 3 月 22 日 基発第 0322002 号)
- ※上記の関係通達等は下記 URL の厚生労働省法令等電子文書一覧から検索できます。
http://wwwhourei.mhlw.go.jp/houriei/ (一部掲載されるURLの効力は必ずご確認ください)。